

香川県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程

香川県農業経営負担軽減支援資金実施要綱（平成13年11月16日付け13農経第22187号（以下「県実施要綱」という。））に基づく香川県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程を次のとおり定める。

（利子補給）

第1条 県は、県実施要綱に規定する農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）を貸し付ける同実施要綱第3の4に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この規程の定めるところにより本資金の利子補給金を交付する。

（利子補給率）

第2条 本資金の利子補給率は、次のとおりとする。

農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知）第3の2に基づき連絡される利子補給率

（利子補給契約書）

第3条 第1条の利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

（利子補給金の額）

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における本資金につき、第2条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を年間の日数（閏年にかかわらず365日とする。）で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

（利子補給金の支払）

第5条 県は、融資機関から利子補給の請求があった場合において、知事が適当であると認めるときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

（利子補給金の打ち切り等）

第6条 県は、本資金について、次の場合は、これ以降融資機関に対し、当該借入者への貸付けに係る利子補給金を打ち切るものとする。

- ア 借入者の経営改善計画の実行が困難と認められた場合
- イ 借入者の経営改善計画書に不実記載が認められた場合
- ウ 借入者が借入を辞退した場合
- エ 借入者が借入金を借入の目的以外の目的に使用した場合
- オ 借入者が農業経営を中止した場合

2 県は、融資機関の責に帰すべき事由により融資機関がこの規程又はこの規程に基づく契約の条項に違反したときは、当該融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告の徴収等)

第7条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第1条の利子補給に係る本資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資機関に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成13年11月16日から施行する。
- 2 平成13年中においては、第4条中「毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間」とあるのは、「平成13年11月16日から同年12月31日までの期間」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成14年10月22日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年2月19日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成28年2月19日以降に貸し付けられた本資金について適用し、同日前に貸し付けられた本資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年11月24日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成28年11月24日以降に貸し付けられた本資金について適用し、同日前に貸し付けられた本資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月19日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成28年12月19日以降に貸し付けられた本資金について適用し、同日前に貸し付けられた本資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年3月18日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和4年3月18日以降に貸し付けられた本資金について適用し、同日前に貸し付けられた本資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年10月3日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和4年10月3日以降に貸し付けられた本資金について適用し、同日前に貸し付けられた本資金については、なお従前の例による。